

北海道告示第10494号

北海道が令和4年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

なお、次の表の左欄に掲げる事務又は事業に係る補助金等の交付の決定、補助金等の額の確定その他補助金等の交付に関する権限は、それぞれ同表の補助金等の交付に関する権限の委任欄に掲げる職にある者に委任する。

令和5年3月31日

北海道知事 鈴木 直道

(保健福祉部所管分 その22)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
<p>1 感染症指定医療機関運営事業 感染症指定医療機関運営費補助金は、第一種感染症指定医療機関及び第二種感染症指定医療機関（医療法第7条第2項に掲げる感染症病床を有する病院に限る。）（以下「感染症指定医療機関」という。）の運営に要する費用に対し補助することにより、感染症のまん延の防止を図り、もって、公衆衛生の向上に寄与することを目的として、予算の範囲内において補助する。</p>	<p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第38条第2項の規定により知事が指定した感染症指定医療機関の設置者</p>	<p>感染症指定医療機関の運営に必要な経費（需用費（消耗品費、印刷製本費、光熱水費、燃料費、修繕費等）、役務費（通信運搬費、保険料（火災保険料、医療事故賠償責任保険料等）、手数料等）、委託料、使用料及び賃借料、材料費、備品購入費（単価50万円（民間団体にあつては30万円）未満の備品に限る。）</p>	<p>10分の10以内 （寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）</p>	<p>保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 （申請者が市町村である場合を除く。） 保福第168号様式 保福第169号様式 保福第170号様式 別に指示する様式</p>	<p>保福第1の18号様式 保福第1の31号様式 保福第168号様式 保福第169号様式 保福第170号様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局の保健環境部保健行政室又は地域保健室</p>	<p>総合振興局長及び振興局長</p>	
<p>2 北海道児童養護施設等体制強化事業補助金 児童養護施設等の児童指導員や養育者等直接処遇職員の補助を行う者を雇い上げることにより、直接処遇職員の業務負担を軽減し、離職防止と児</p>	<p>児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童自立生活援助事業を行う事業所及び小規模住居型児童養育事業を行う事</p>	<p>事業者が当該年度中に補助者に対して支出する報酬、給料及び職員手当等（ただし、会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る）、報償費、共済費</p>	<p>2分の1以内 （寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 その他別に指示する書類</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 その他別に指示する書類</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課児童相</p>		

童養護施設等の人材の確保を目的として予算の範囲内において交付する。	業所を設置・運営する事業者		金その他の収入金の控除等を行う。)			談係		
-----------------------------------	---------------	--	-------------------	--	--	----	--	--